

# 建設コンサルタント業務等における 入札・契約手続きに関する運用ガイドライン

---

令和3年8月  
近畿地方整備局

※本ガイドラインは、近畿地方整備局が調達する業務の標準的な運用をとりまとめたものであり、個別の手続き等についてはそれぞれの公示等により確認の上、手続き願います。

# 目 次

---

1. 入札契約方式の選定
2. 契約手続きの流れ
3. 要件の設定
4. 評価項目の設定
5. 総合評価落札方式における落札者の決定方法
6. 入札契約手続きの変更点(令和2年4月以降)
7. 総合評価落札方式における近畿地方整備局の  
取り組み

# 1. 入札契約方式の選定

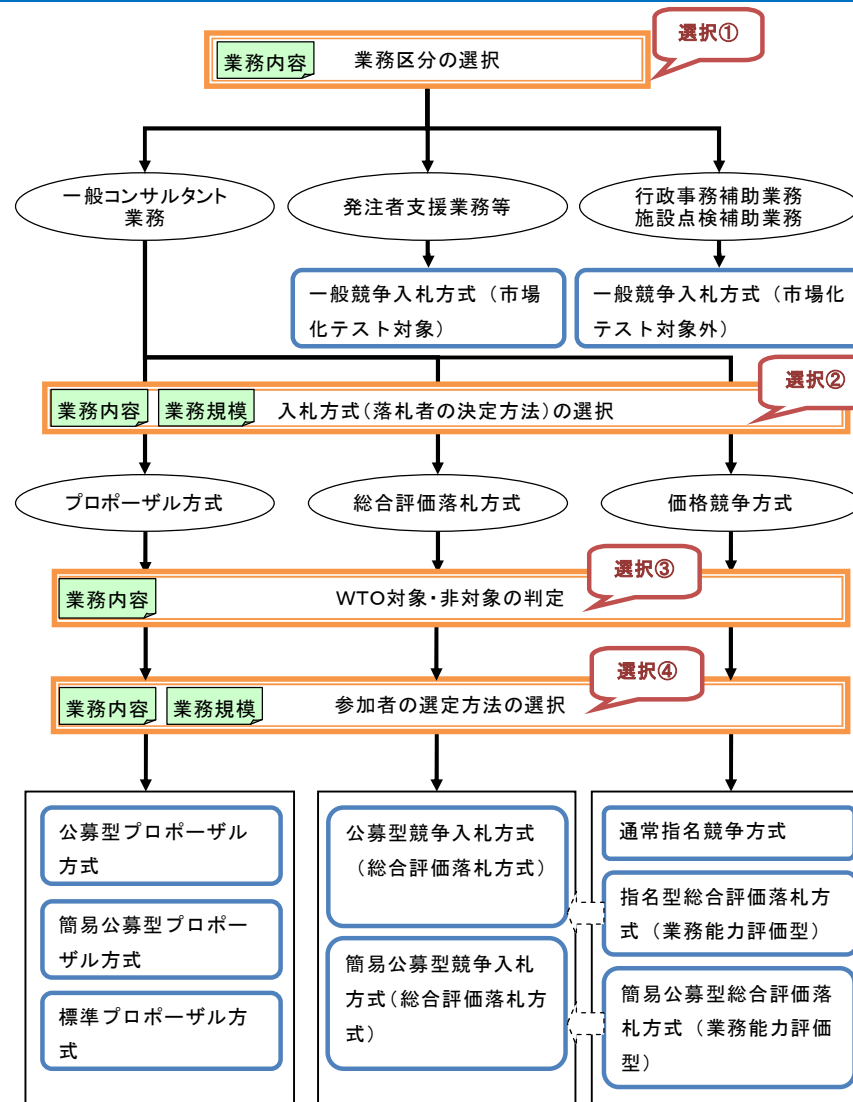
---

# 入札契約方式の概要

## 入札方式(落札者の決定方法)

		価格競争	価格＋技術 総合評価落札方式	技術競争
		最低価格をもって 入札した者と契約	価格評価点＋技術評 価点の最も高い者と契 約	技術提案内容のヒアリング により技術的に最適な者 を特定し、随意契約
参加者の選定方法	公募	公募型競争入札 簡易公募型競争入札  発注者より参加 要件を提示し参 加希望者を募る	公募型競争入札(総合 評価落札方式) 簡易公募型競争入札 (総合評価落札方式) 業務能力評価型	公募型プロポーザル 簡易公募型プロポー ザル
	指名・要請	通常指名競争入札  発注者において 業者を選定	業務能力評価型	標準プロポーザル

# 入札契約方式の選定フロー

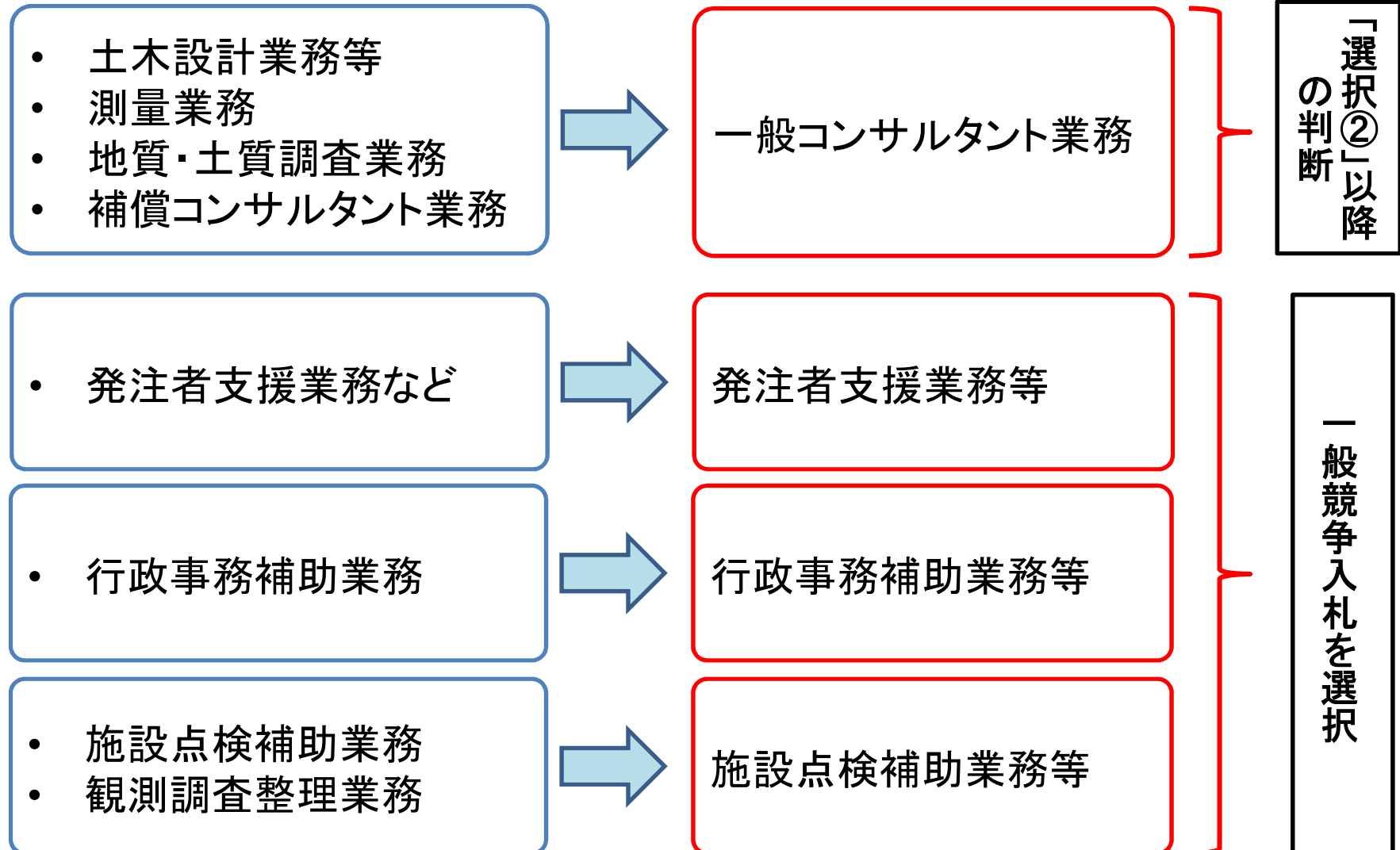


- ... 判断するのに必要な情報
- ... 入札契約方式の種類

## 選択①

# 業務区分の選択

まず、一般コンサルタント業務なのか、それ以外なのかを判断する



技術力が要求される業務

選定のポイント

以下の両方に該当  
 ・業務内容が技術的に高度な業務または専門的な技術が要求される業務  
 ・提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務  
 なお、上記考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する業務※。

発注方式

①プロポーザル方式  
 ・実施方針+評価テーマ

技術的工夫の余地がある業務

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務

実施方針と併せて、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務

②総合評価落札方式(標準型)  
 価格点:技術点の割合  
 1:2~1:3  
 ・実施方針+評価テーマ  
 ・評価テーマ2つ以上の場合1:3  
 ・評価テーマ1つの場合1:2

実施方針のみで、品質向上を期待できる業務

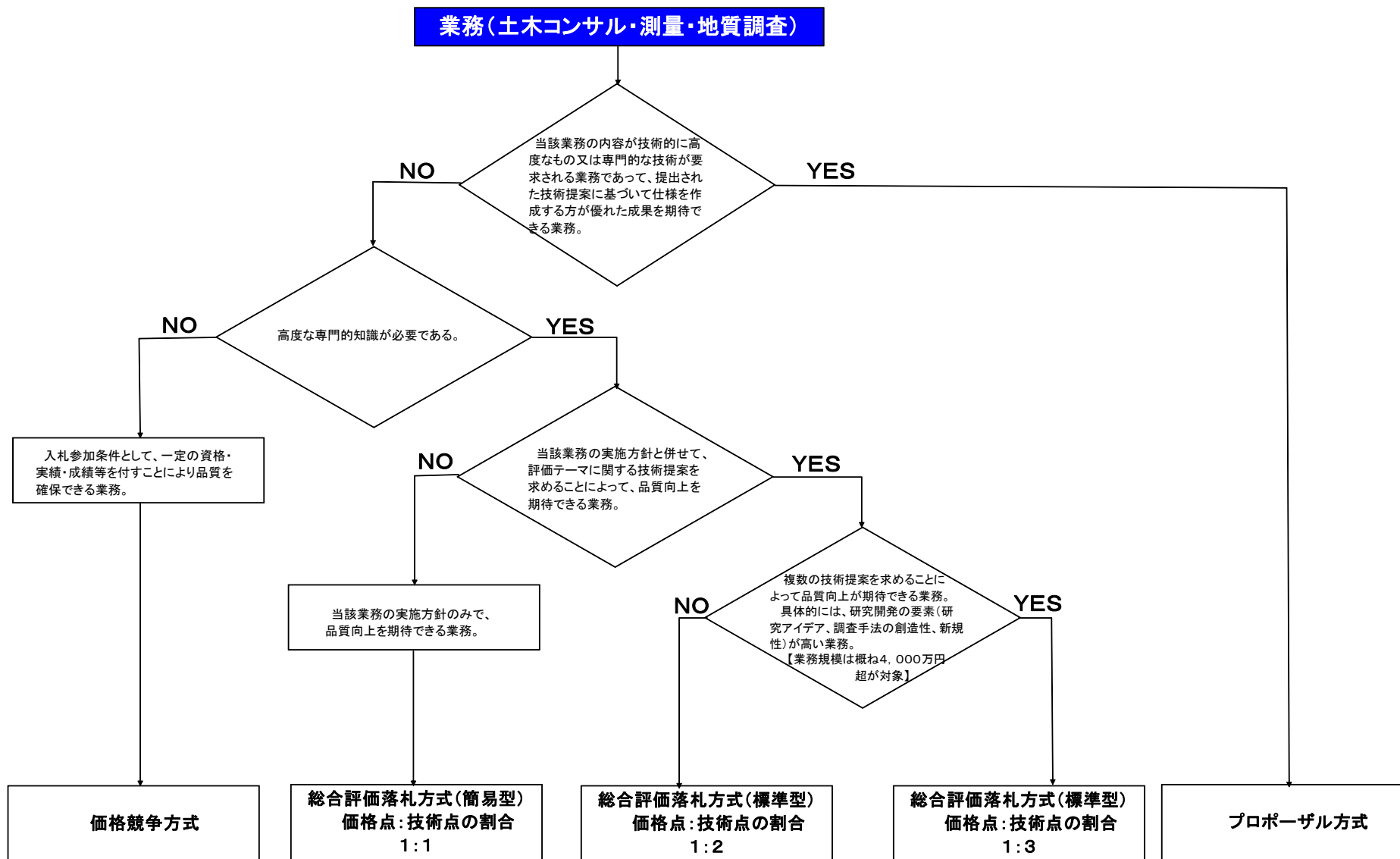
③総合評価落札方式(簡易型)  
 価格点:技術点の割合  
 1:1※  
 ・実施方針のみ  
 (評価テーマは求めない)  
 ※1:3とする「技術者重視型」もある

技術的工夫の余地が少ない業務

入札参加条件として、一定の資格・実績・成績等を付すことにより品質を確保できる業務

④総合評価落札方式(業務能力評価型)  
 価格点:技術点の割合  
 1:1  
 ⑤価格競争方式  
 ・(選定段階で)資格、実績、成績  
 業務内容や業務規模に応じて業務能力評価型を適用する。(原則500万以上は④を選択)

# 入札方式(落札者の決定方法)選定フロー





# 過半に見積りを活用する業務の考え方

\* ただし、「発注方式選定表」が優先する。

## プロポーザル方式で発注する

条件①と条件②を満たす

条件①

- 業務内容が技術的に高度なものまたは専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務

条件②

- 業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する業務

## 総合評価落札方式又は価格競争方式で発注する

条件①または条件②を満たす

条件①

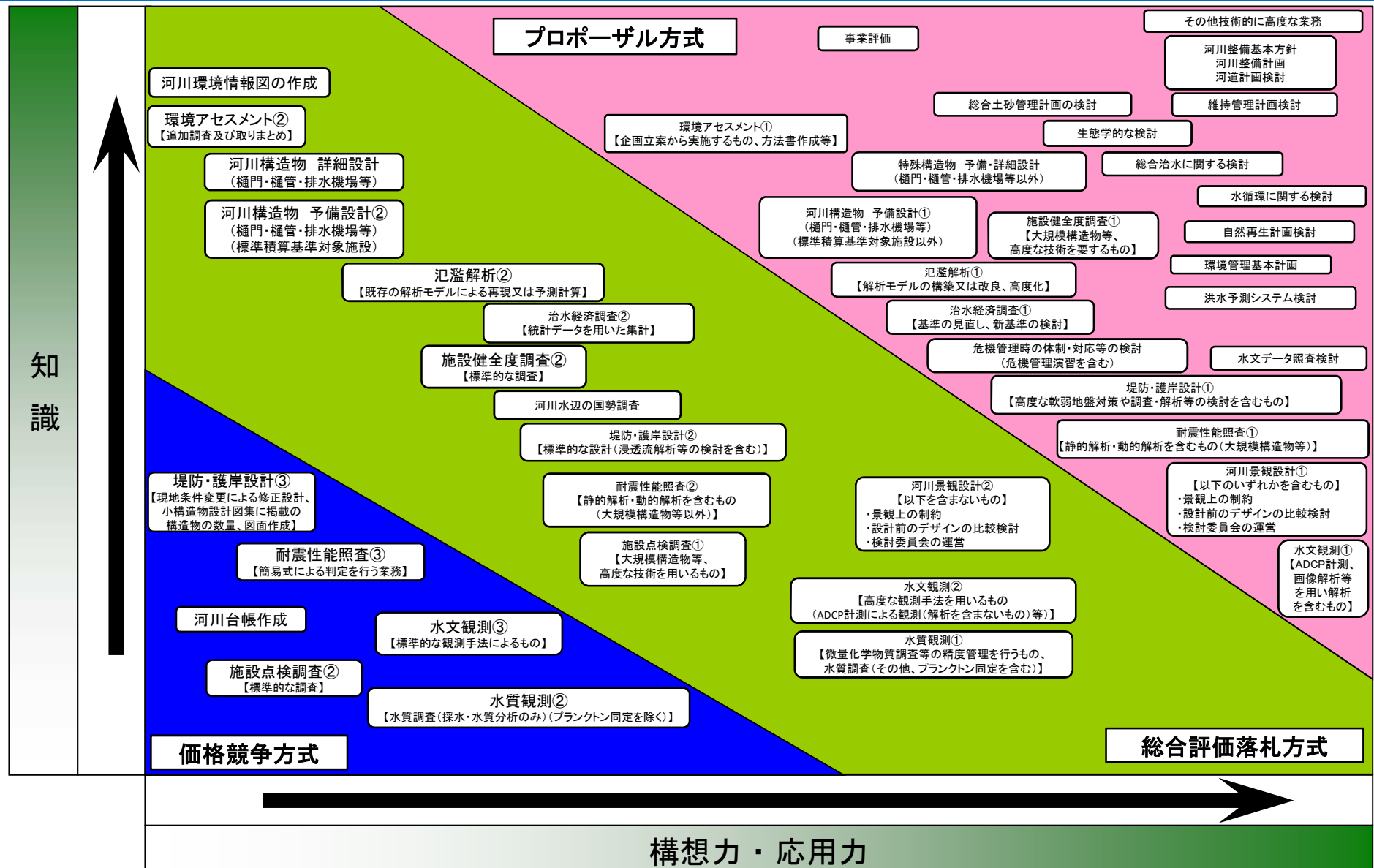
- 業務の内容が技術的に高度ではないもの

条件②

- 専門的な技術が要求される業務ではないもの

# 標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

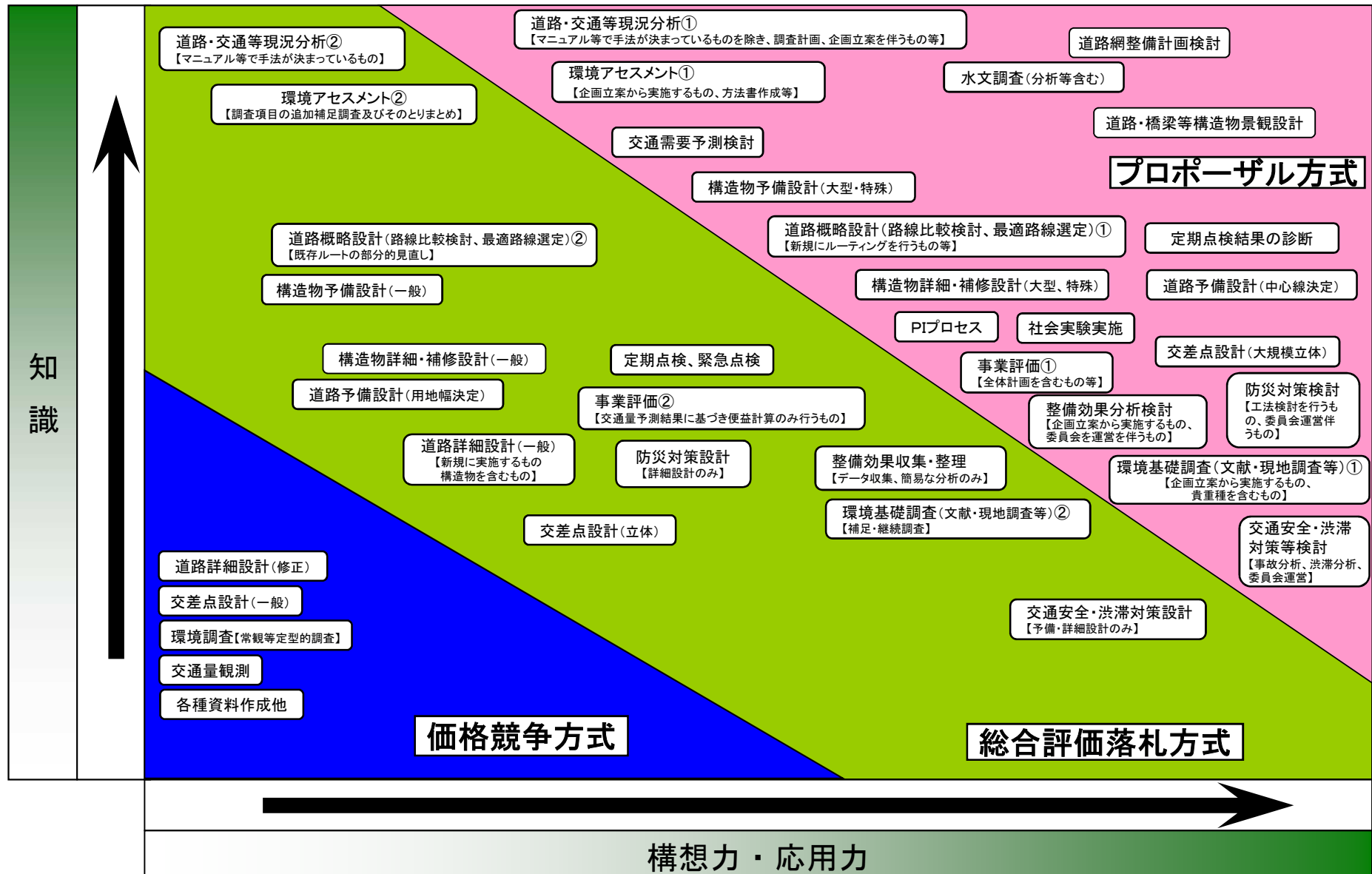
## 河川事業



(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

# 標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

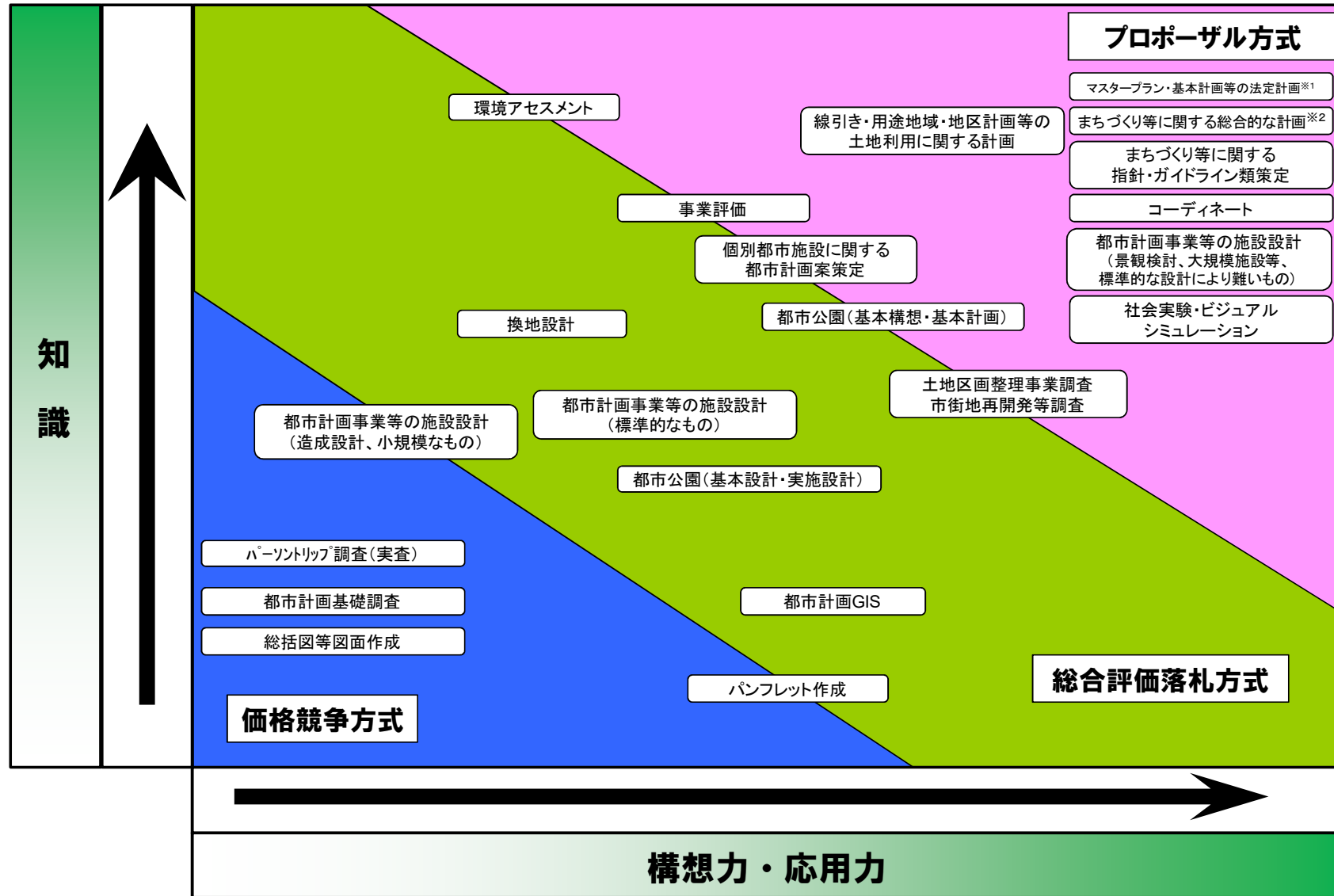
## 道路事業



(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

# 標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

## 都市事業

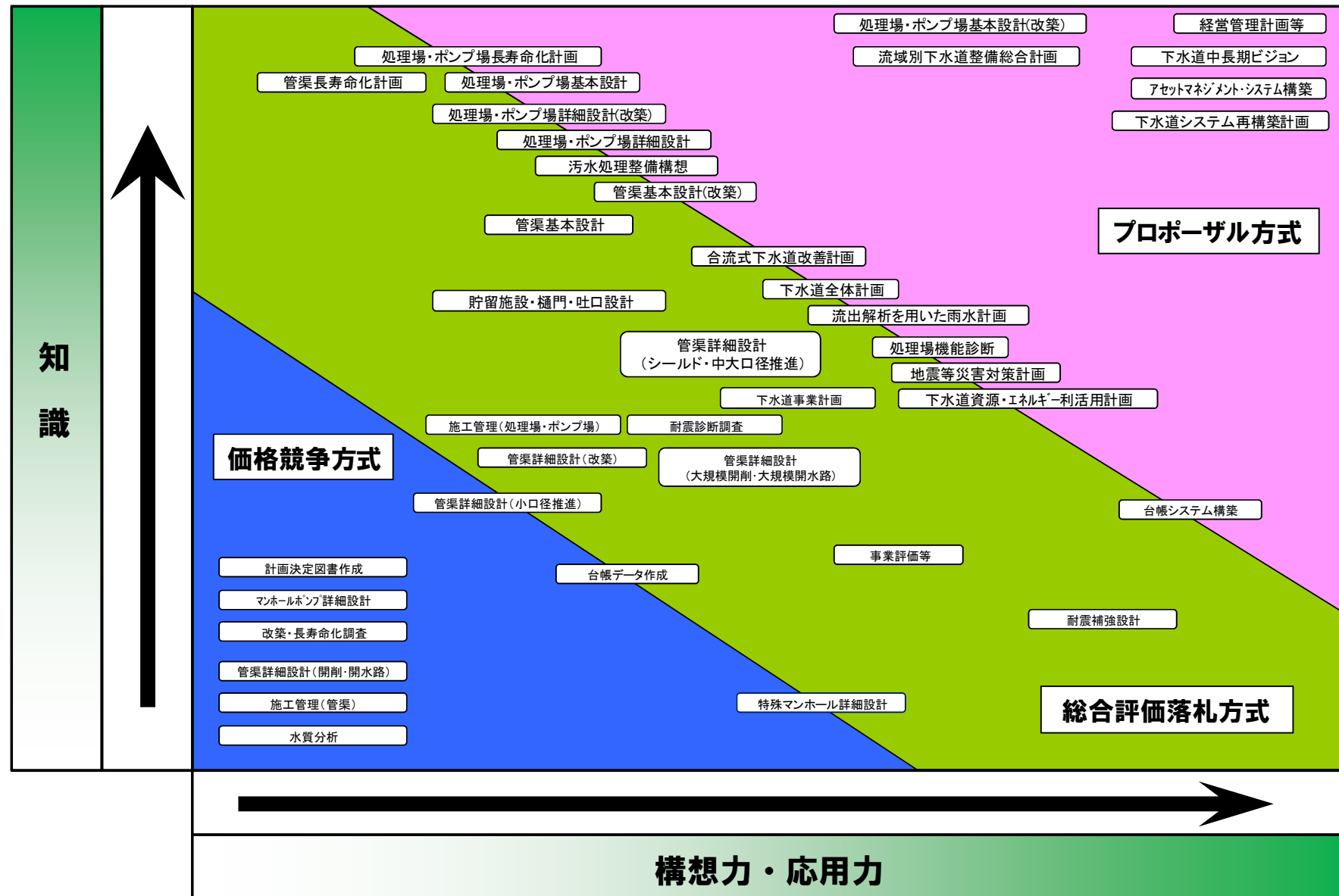


※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等  
 ※2 都市交通に関するマスタープラン・戦略、市街地整備に関する戦略(大街区化等)、都市の観光・環境(低炭素都市づくり等)・防災等に関する基本的な計画 等

(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

# 標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

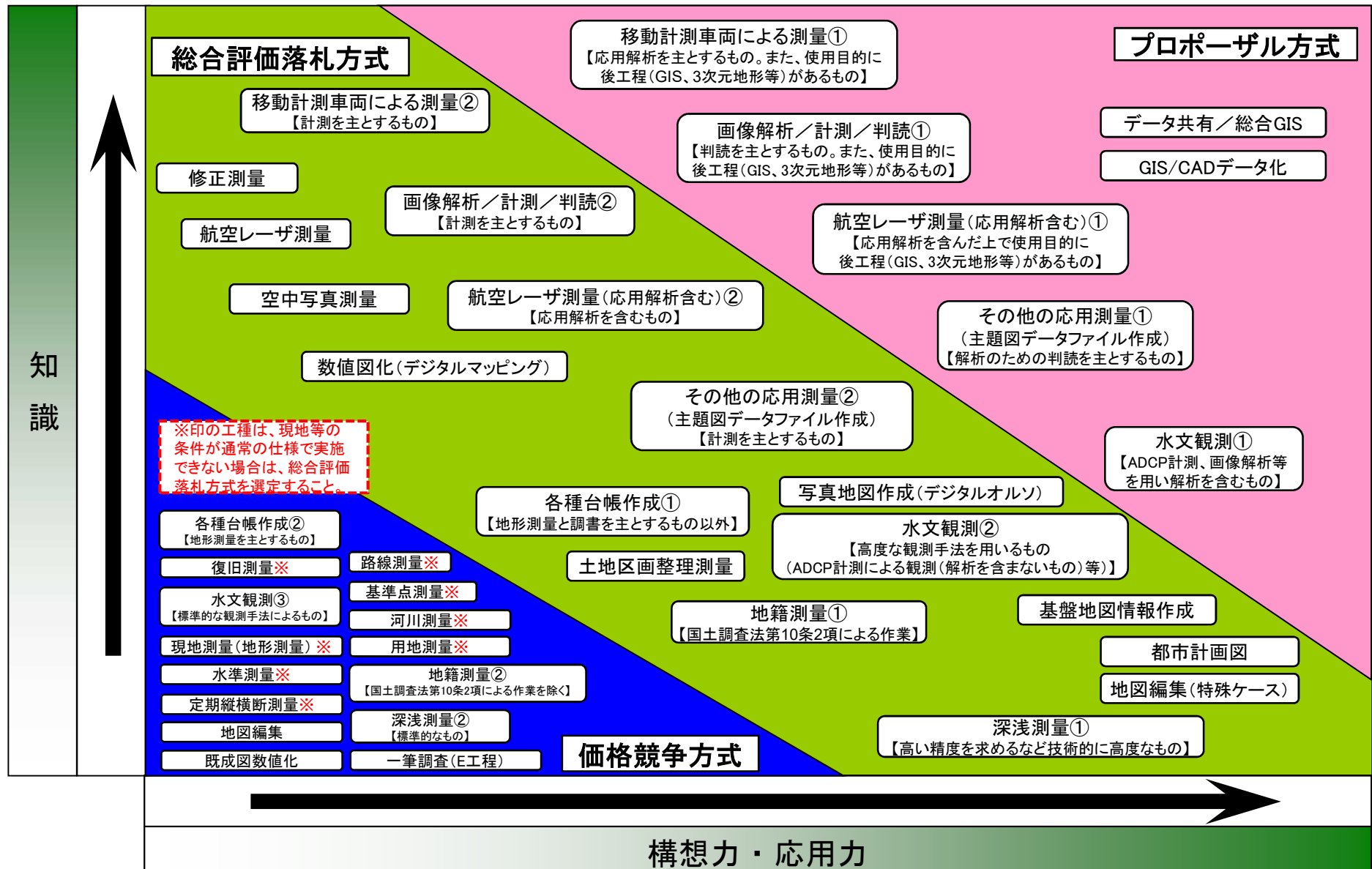
## 下水道事業



(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

# 標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

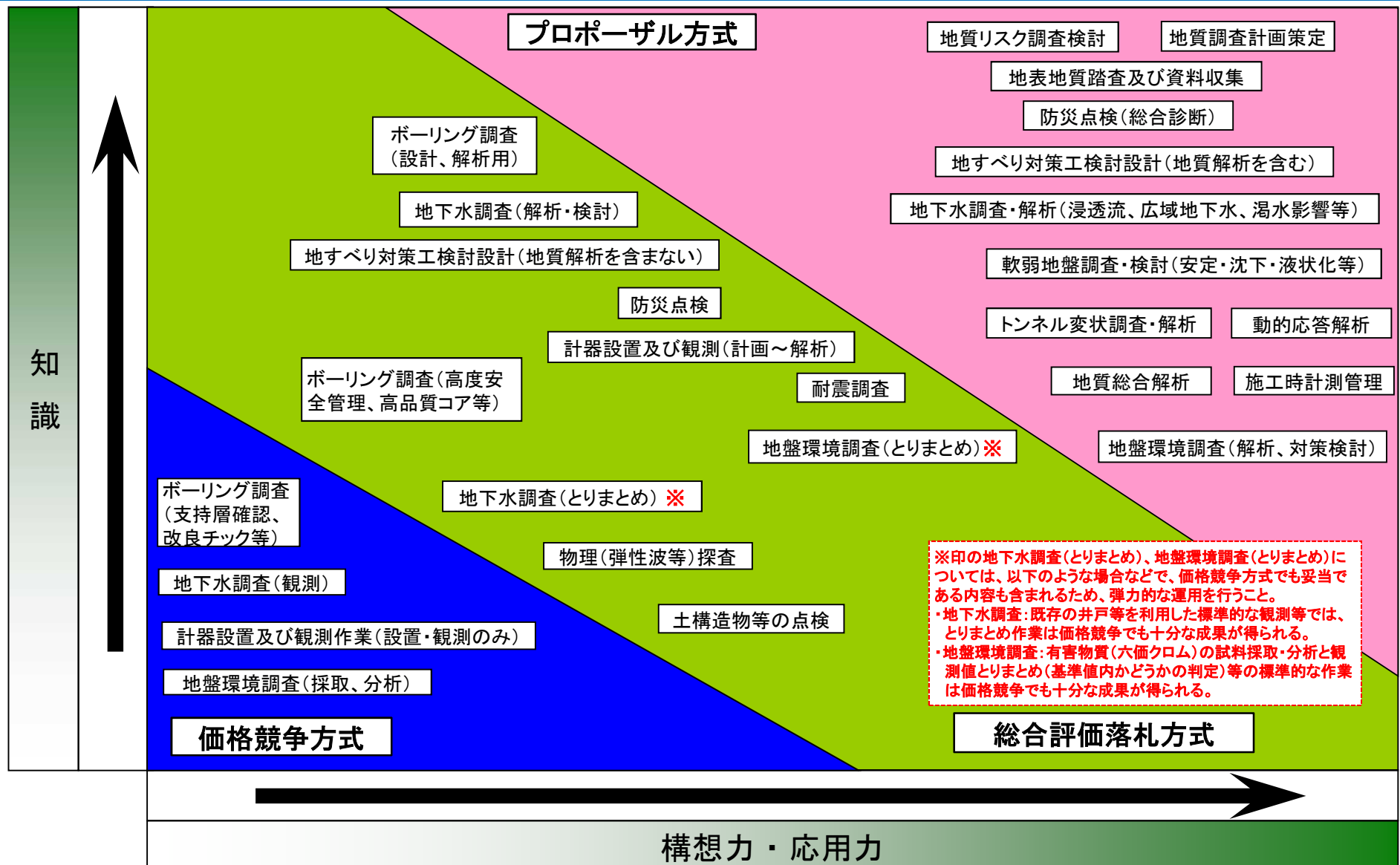
## 測量調査



(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

# 標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

## 地質調査

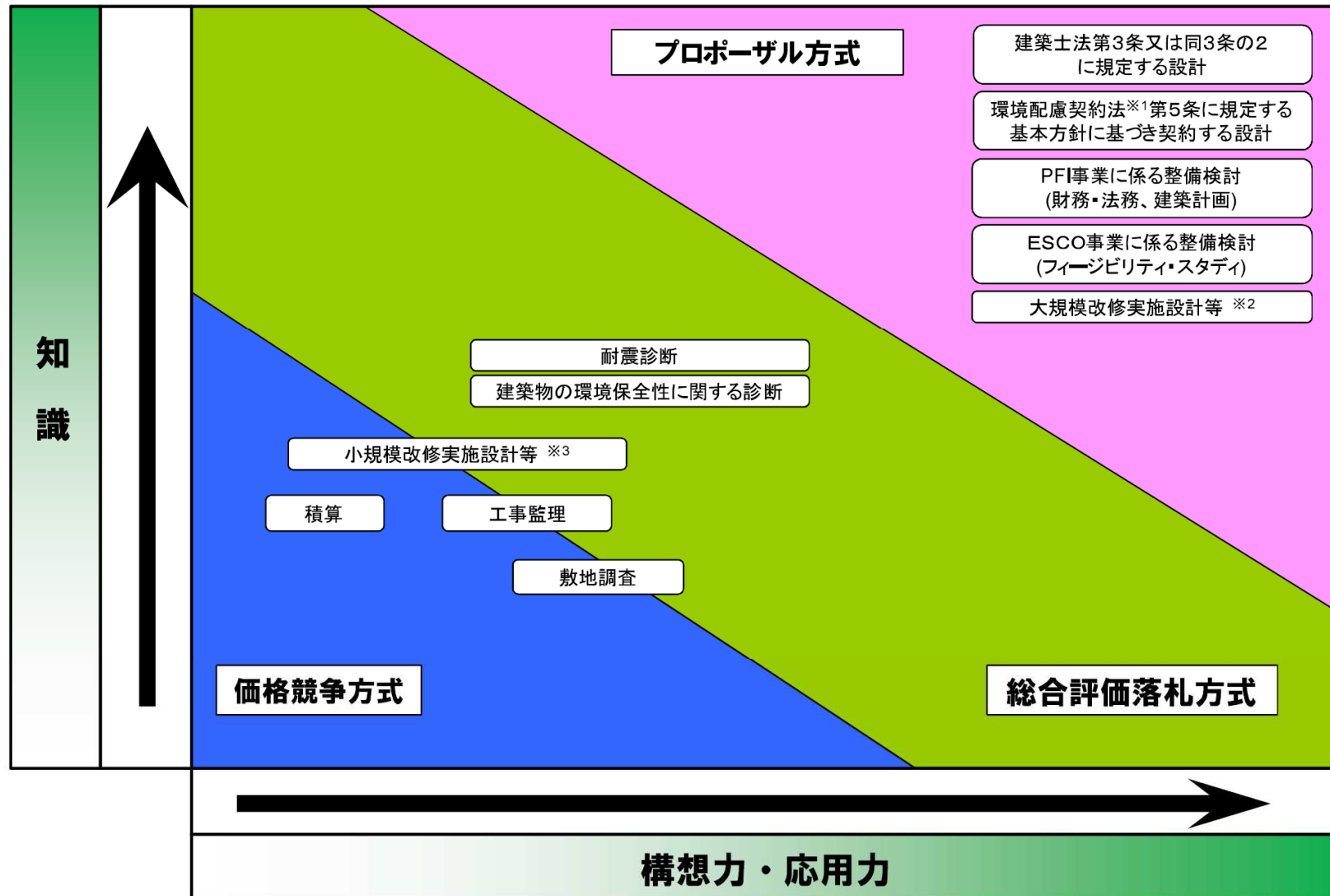


(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではありません。



# 標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

## 建築



※1 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)

※2 耐震改修実施設計、大規模な改修実施設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある実施設計

※3 ※2以外の実施設計

※4 設計競技方式については上図によらないものとする

(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。



「政府調達に関する協定」(Agreement on Government Procurement: 略称GPA)

- 協定の適用を受ける価額の条件

この協定は、公示を行う時点において契約の価額が基準額と同額又はこれを超えるものと見積もられる調達契約について適用する。

- 協定の適用を受ける基準額

WTO基準額は、邦貨換算額(SDR→円)を基に2年毎に改定され、官報により告示される。

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に契約を締結する建設コンサルタント業務等に適用する基準額:

**6,900万円**

## 協定の適用を受ける対象サービスの範囲(詳細)

- 建築のためのサービス
- エンジニアリング・サービス
- その他の技術的サービス

 **ただし、独立して調達される場合の以下のサービスを除く**

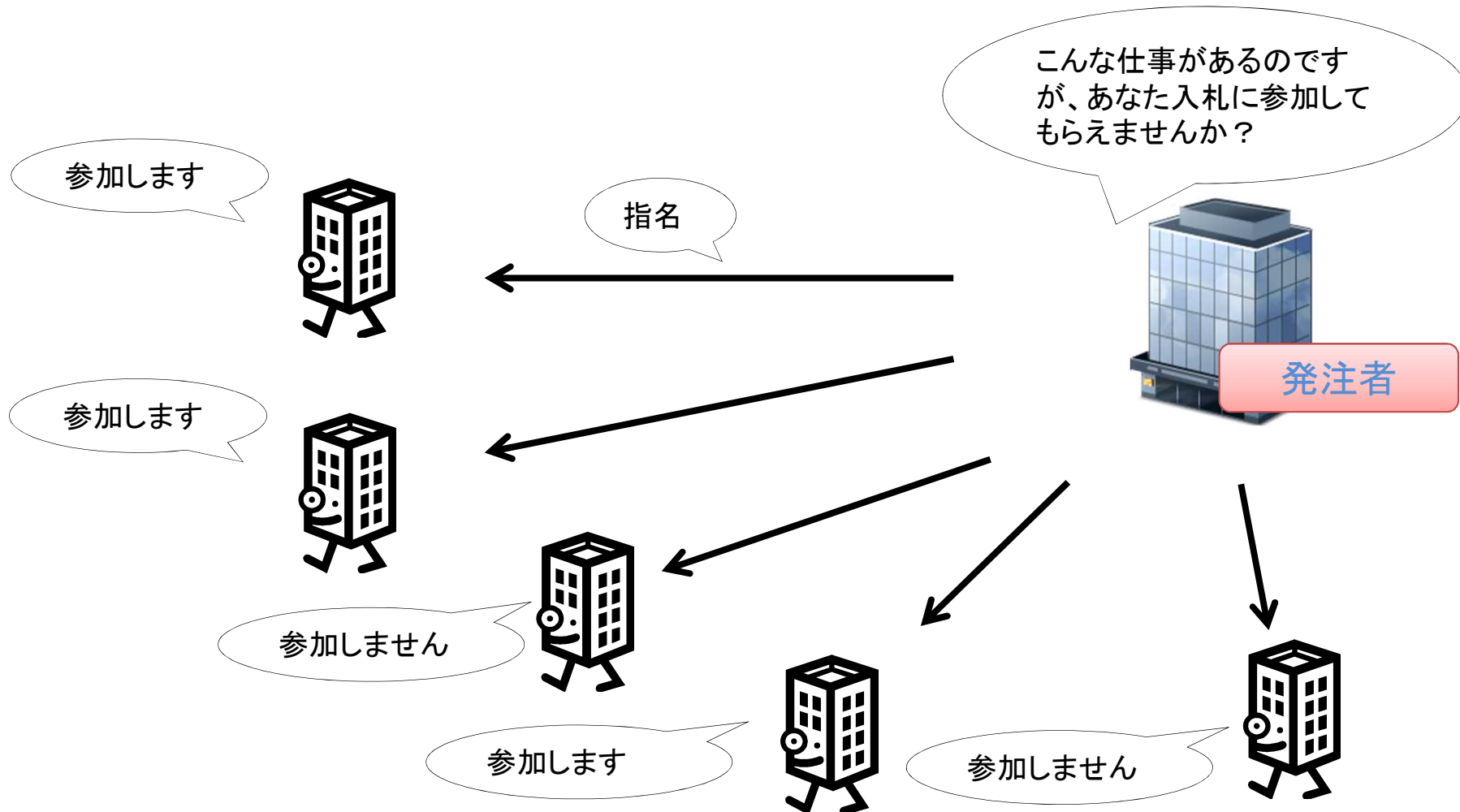
- 建築設計サービス(CPC86712)の実施設計サービス
- 契約監理サービス(CPC86713)
- 基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス(CPC86722)、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス(CPC86723)又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス(CPC86724)のうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス
- 建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス(CPC86727)

# 協定適用対象・対象外業務の例

政府調達協定適用対象外業務		政府調達協定適用対象業務		
	価格競争	技術競争	価格競争	技術競争
業務例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土木詳細設計業務 (一般的なもの)</li> <li>○発注者支援業務</li> <li>○資料整理業務</li> <li>○交通量調査業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土木詳細設計業務</li> <li>※技術力(コスト縮減・工期短縮・環境対策・景観デザイン等)が要求されるもの。</li> <li>○発注者支援業務 (高度な技術力等を要する場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○測量</li> <li>○地質調査等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本設計・予備設計・都市計画調査・地域計画調査</li> <li>○重要構造物の計画調査・環境影響調査、景観調査</li> <li>○計画から設計まで一括発注</li> </ul>
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主たる工種の歩掛が有る定型業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技術的に高度な業務</li> <li>○歩掛の有無に係わらない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主たる工種の歩掛が有る定型業務</li> </ul>

発注者が、企業に対し受注意思確認を行った上で、指名する。参加希望者が10者に満たない場合は、補充する。

通常指名競争入札方式  
指名型総合評価落札方式(業務能力評価型)

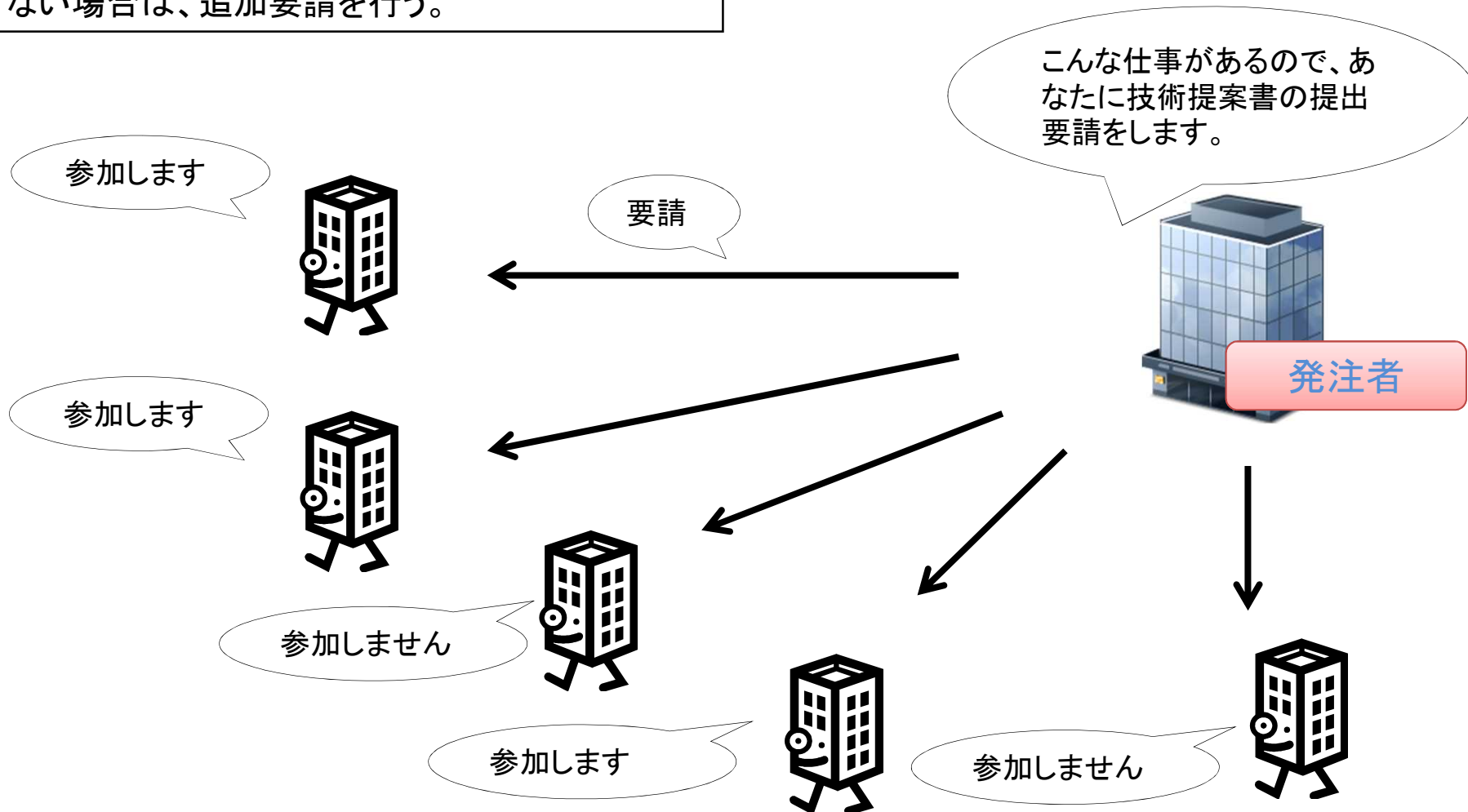


# 参加者の選定方法の選択

## 要請

発注者で企業を5者選定し、技術提案書の提出要請を行う。要請に応じてもらえるかどうかの事前確認は行わないが、参加表明者が3者に満たない場合は、追加要請を行う。

### 標準プロポーザル方式

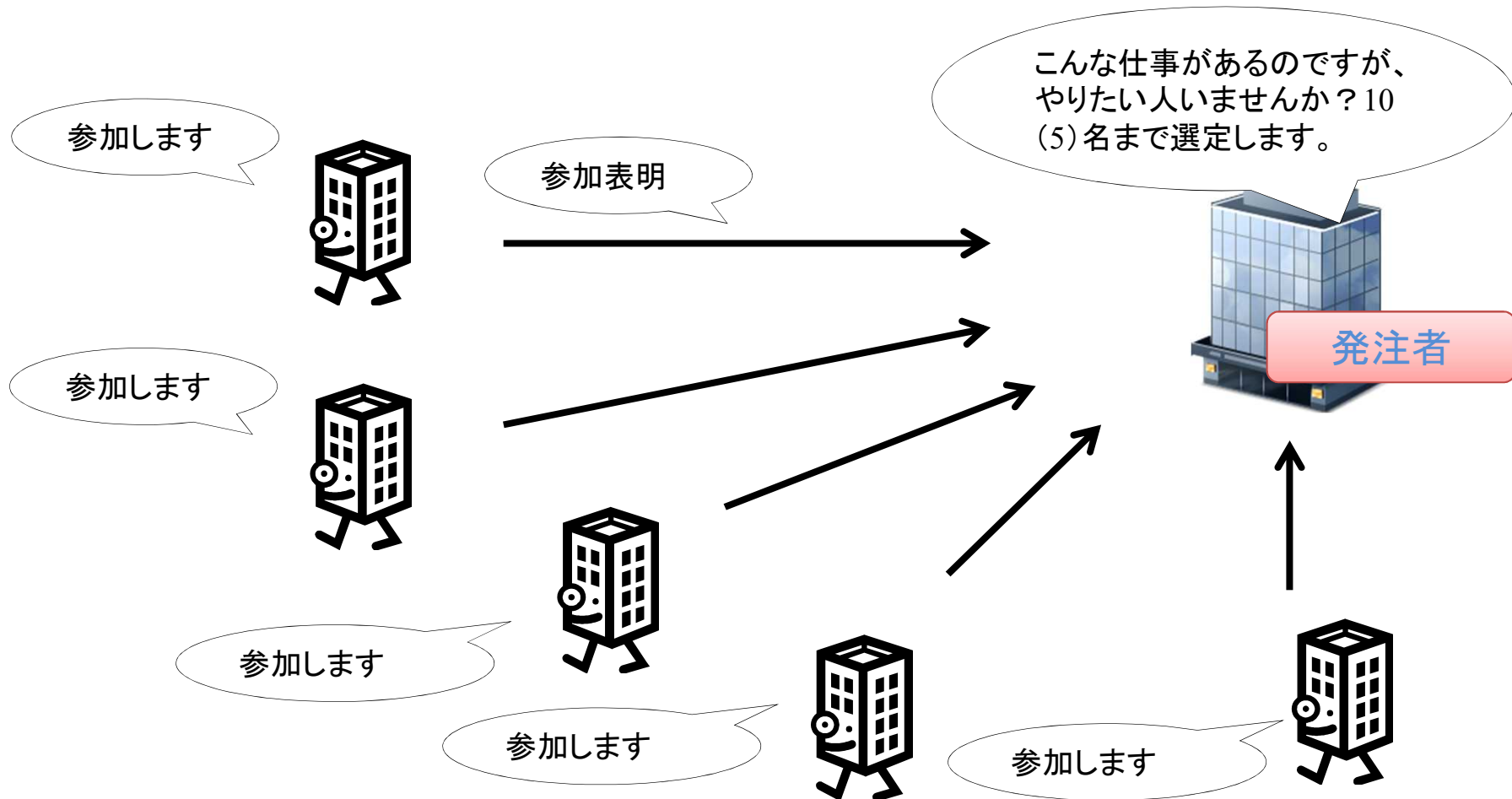


# 参加者の選定方法の選択

## 公募

発注者から参加要件を提示し、参加希望者を募る。  
プロポーザル方式の場合は、5者に絞り込み、  
それ以外の場合は10者に絞り込む。

簡易公募型プロポーザル方式  
簡易公募型競争入札方式  
簡易公募型競争入札方式(総合評価落札方式)  
簡易公募型総合評価落札方式(業務能力評価型)

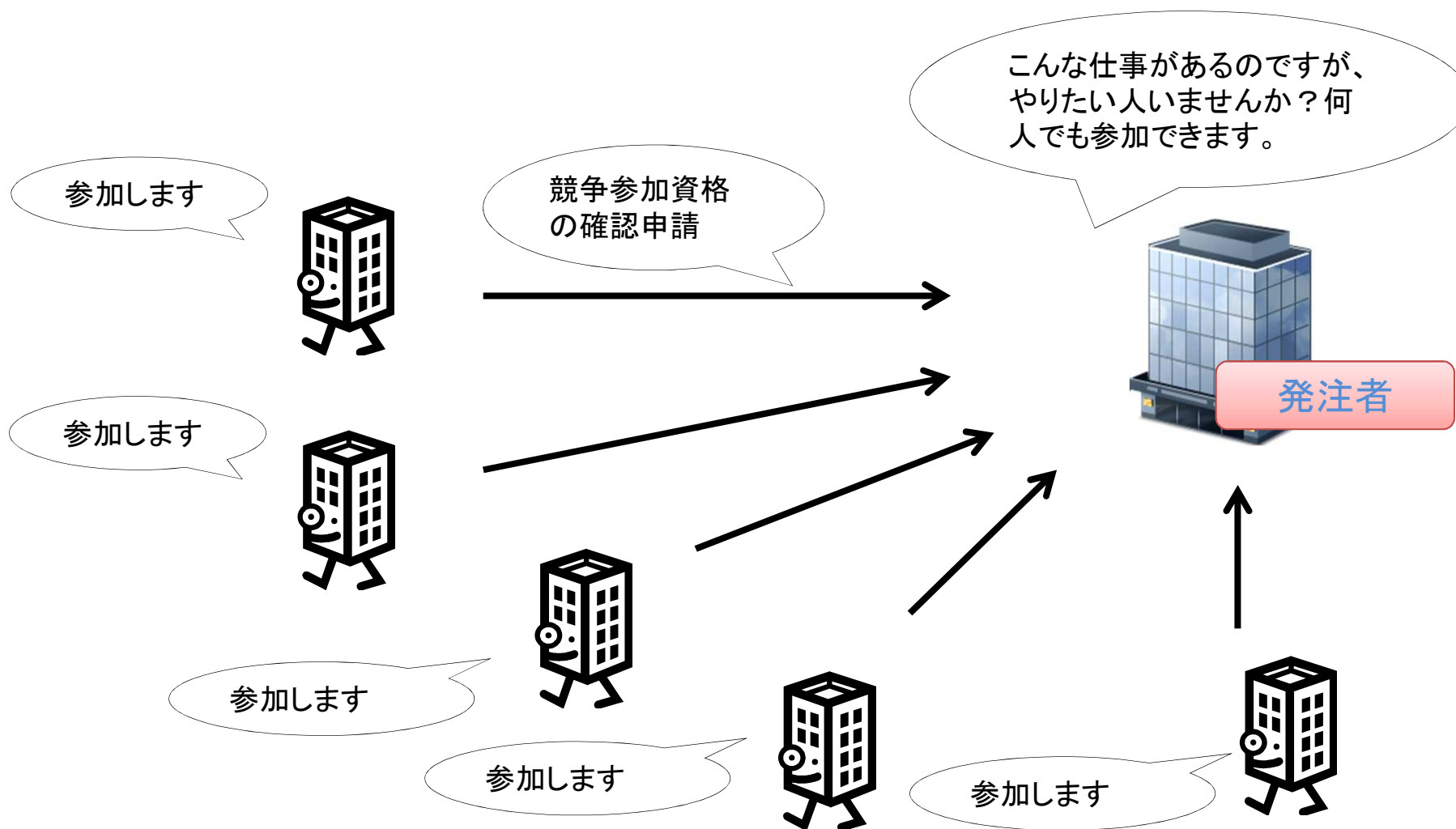


# 参加者の選定方法の選択

## 一般競争

発注者が参加要件を示し、参加希望者を募る。  
絞り込みは行わない。

一般競争入札方式(総合評価落札方式)

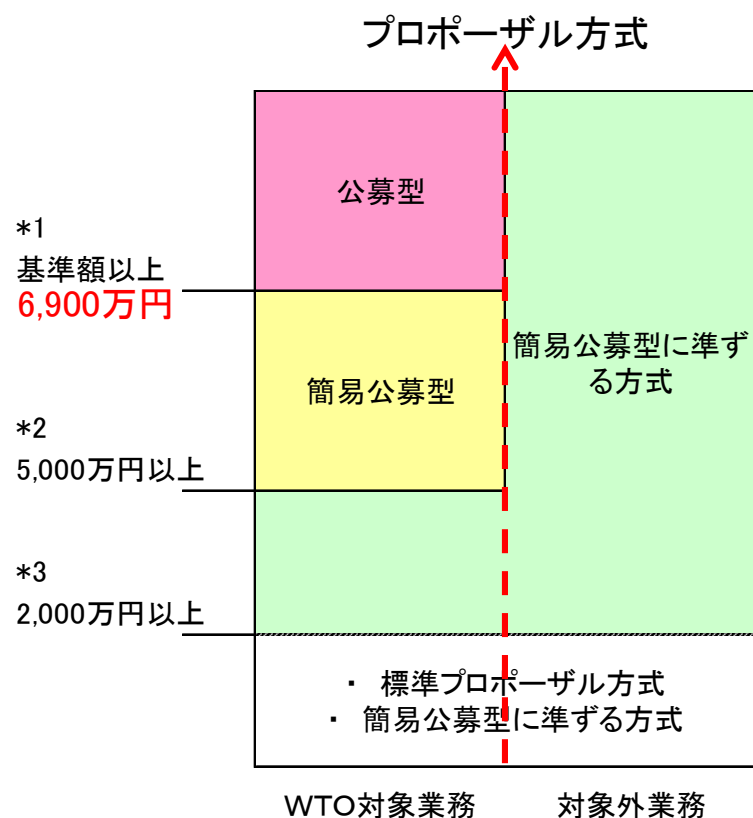


# 参加者の選定方法の選択

業務内容

業務規模

## プロポーザル方式



\*1  
国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額(WTO基準額)

\*2  
「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」(平成30年3月9日最終改正)

\*3  
近畿地整の運用

「標準的な業務内容に応じた発注方式選定表」において「プロポーザル方式」に分類されるものに適用

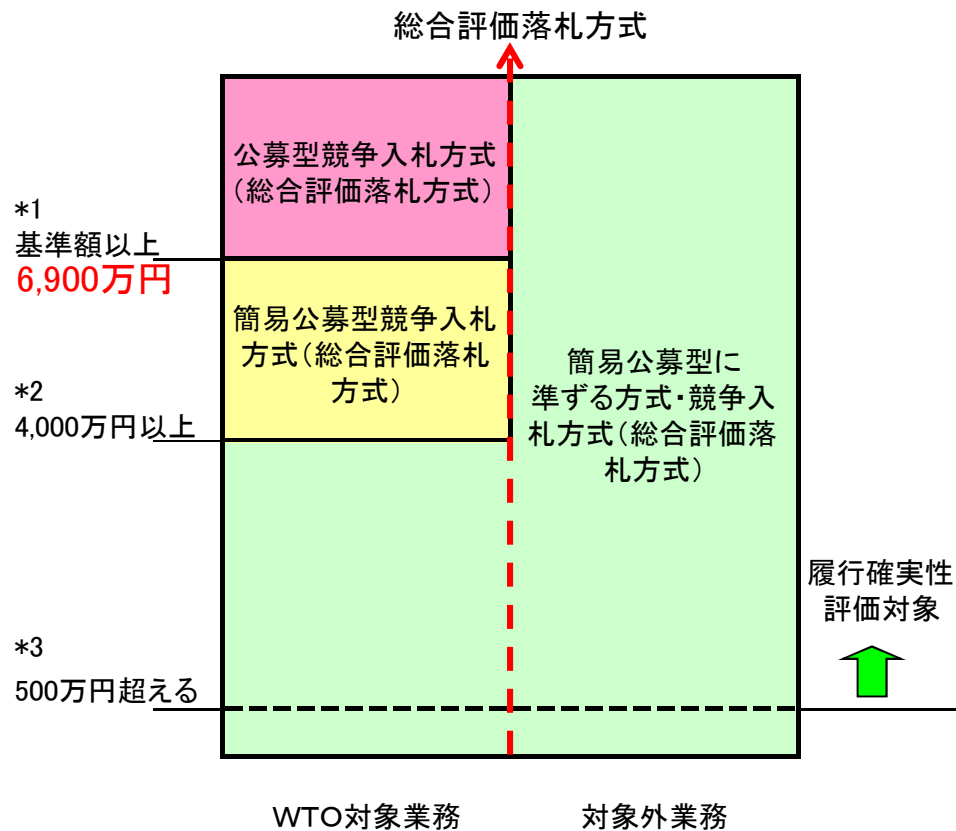


# 参加者の選定方法の選択

業務内容

業務規模

## 総合評価落札方式



\*1  
国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額(WTO基準額)

\*2  
「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続における対象業務の拡大について」(平成20年1月23日)

\*3  
近畿地整の運用

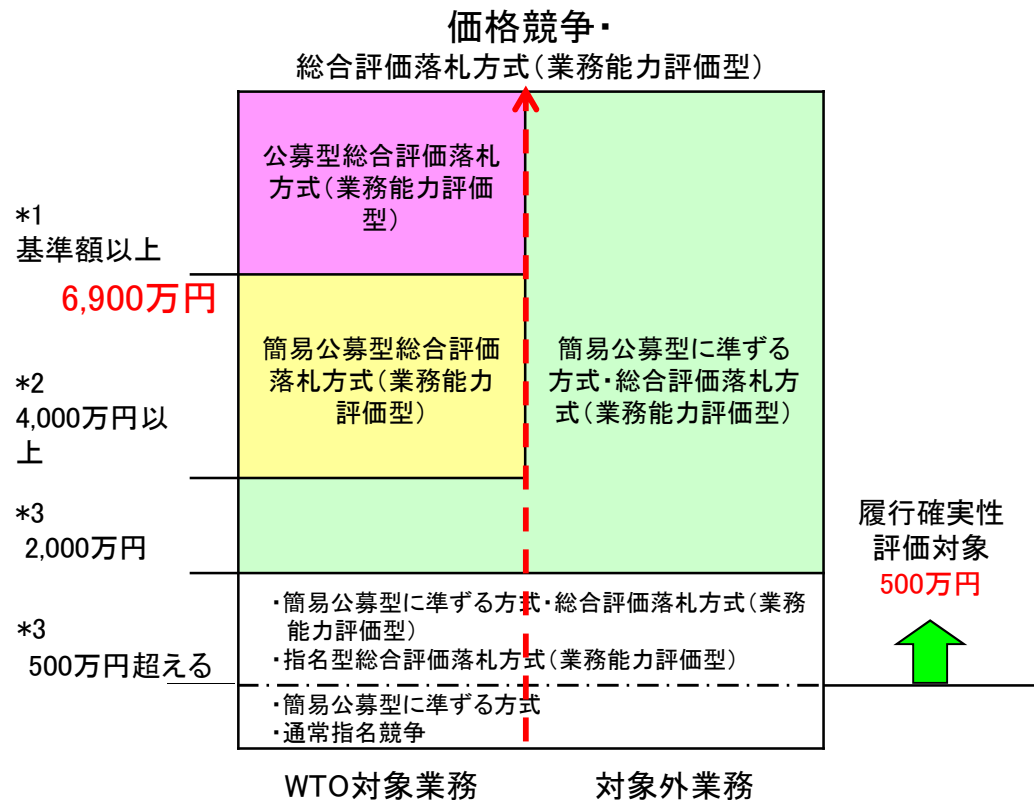
「標準的な業務内容に応じた発注方式選定表」において「総合評価落札方式」に分類されるものに適用

# 参加者の選定方法の選択

業務内容

業務規模

## 総合評価落札方式(業務能力評価型), 価格競争方式



\*1 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額(WTO基準額)

\*2 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続における対象業務の拡大について」(平成20年1月23日)

\*3 近畿地整の運用

「標準的な業務内容に応じた発注方式選定表」において「価格競争方式」に分類されるものに適用

## 2. 契約手続きの流れ

---

手続きの標準的日数















































































































































































